

(写)

31 西みご第 381 号  
令和元年 8 月 29 日

西東京市監査委員 櫻 井 勉 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 30 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成 31 年 3 月 28 日付 30 西監第 188 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、見積経過調書で決定した契約額と請書の契約金額が一致していないもの、契約手続が遅延し書面による契約締結の前に業務が行われているものなどが見受けられた。</p> <p>「契約事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>契約書の作成については、必ず「主管課契約（請書契約）の手続チェックシート」を活用して、見積経過調書の内容と一致しているか正確に処理を行う。作成した契約書については、複数の職員でチェックを行い適正な事務処理を行う。</p> <p>契約手続を行う際は、必ず「主管課契約（請書契約）の手続チェックシート」を活用して、処理日等の日付の整合性が取れているか十分に確認を行った上で、遅滞のないよう適正な契約事務処理の徹底を図る。課内研修を通じて、適正な事務執行に向けた職員周知に努めるとともに再発防止に向けて取り組む。</p>
指摘事項 2	<p>一般廃棄物・し尿処理手数料に関する収納事務委託について、地方自治法施行令では、委託料の歳出の会計年度所属区分を、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度と定めているが、報告書兼請求書の收受及び検査を当該年度内に行っていなかった。</p> <p>法令等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>「地方自治法施行令」にのっとり、当該年度内に報告書兼請求書の收受及び検査を行うよう、契約書の記載を改め、適正な事務処理の徹底を図る。</p> <p>課内研修を通じて、適正な事務執行に向けた職員周知に努めるとともに再発防止に向けて取り組む。</p>

<p>指摘事項3</p>	<p>集団回収奨励金について、地方自治法施行令では、補助金の歳出の会計年度所属区分を、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とし、西東京市支出負担行為手続規則では、支出負担行為として整理する時期を交付決定のときと定めているが、交付決定及び確定を当該年度内に行っていなかった。 法令等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>「地方自治法施行令」及び「西東京市支出負担行為手続規則」など関係法令にのっとりた手続を実施する。 「補助金等交付事務のチェックシート」の手順に従い、当該年度内に交付決定及び確定の処理を実施するとともに、適正な事務処理の徹底を図る。 また、課内研修を通じて、改めて関係法令等についても学習し、適正な事務執行に向けた職員周知に努めるとともに再発防止に向けて取り組む。</p>

<p>指摘事項4</p>	<p>使用済み注射針回収事業補助金について、西東京市使用済み注射針回収事業補助金交付要綱では、実績報告書に経費を証明する書類等を添付して提出することを定めているが、領収書の一部が提出されておらず、提出された領収書の日付は翌年度のものであった。 要綱にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>「補助金等交付事務のチェックシート」の手順に従い、実績報告書に添付すべき書類が「西東京市使用済み注射針回収事業補助金交付要綱」に定める事項に一致するか確認し、添付すべき書類について適正な事務処理の徹底を図る。 課内研修を通じて、適正な事務執行に向けた職員周知に努めるとともに再発防止に向けて取り組む。</p>

<p>指摘事項 5</p>	<p>事務決裁及び専決について、西東京市事務決裁及び専決規程では、附属機関等の委嘱について定めがないことから、本来市長決裁とすべきところ、廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱は部長が、廃棄物減量等推進員の委嘱は課長が決裁していた。</p> <p>また、同規程では、法令、条例、規則等で基準が明示されている減免の決定については、部長・室長の専決事案と定めているが、廃棄物処理手数料に係る減免の決定を、部長ではなく課長が決裁していた。</p> <p>規程にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>「西東京市事務決裁及び専決規程」にのっとり適正な決裁処理の徹底を行う。</p> <p>特に課長は決裁時において、決裁区分や内容等について慎重に確認を行うとともに、適正な事務処理に努める。</p> <p>課内研修を通じて、適正な事務執行に向けた職員周知に努めるとともに再発防止に向けて取り組む。</p>

<p>指摘事項 6</p>	<p>事案の処理について、西東京市文書管理規程では、事案の処理はすべて文書等により決裁を受けることを定めているが、起案・決裁日と文書番号の日付が不整合となっており、実質的には事案の事後処理となっているものが見受けられた。</p> <p>規程等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>西東京市文書管理規程にのっとり、事案の処理については、すべて文書等により決裁を受けることを周知・徹底する。</p> <p>事務の処理については、係員同士でお互いに手続が適正に進められているか確認し合い、進行管理については、係長・課長がチェックを行うことで、課内での体制を強化し適正な事務の執行を図る。</p> <p>また、課内研修を通じて、適正な事務執行に向けた職員周知に努めるとともに再発防止に向けて取り組む。</p>